

## 第一次世界大戦後の中国におけるヨーロッパ人の地位

—— 中華民国外交部檔案からみる条約国と無条約国との法的差異

貴志 俊彦

### はじめに

本章は、第一次世界大戦終結を契機として、中華民国北京政府が新興ヨーロッパ諸国との関係をいかに築き、国内にいるそれら新興諸国国民を法的にどのような処遇したかについて考察する。この問題は、大戦後の対外関係の変化が、国内の政治的ガバナンスにいかなる影響をもたらしたのかを検討するとともに、出入国管理の制度化、「外国人」問題や無国籍人問題の取扱いなどにより、自国内に秩序ある公共空間を形成するために、避けられない緊急課題であった。このことは、第三、六、七章で取り上げられている領事裁判権の問題とも密接に関係している。

中華民国は、第一次世界大戦中の一九一七年三月、ドイツ帝国、オーストリア＝ハンガリー帝国と国交を断絶するとともに、すべての条約を破棄して、八月それらの国々に宣戦布告した。また、この年に革命が起こったロシア帝国とも関係を途絶したが、ロシア（ソ連）と締結した条約の法的有効性はその後も継続させた。こうした条約の継承関係をめぐる紛争が、のちに中華民国と新興独立諸国との間で領事裁判権の継承問題と関連して起こったのである。

大戦後、ヨーロッパ中部や東部には多くの独立国が成立したが、中華民國は一九一九年六月のベルサイユ条約、八月のセーブル条約の批准を拒否し、また一九二〇年六月のトリアノン条約の調印もおこなわなかったため、各国と個別に独立国承認問題、旧宗主国の条約の継承問題、新興の条約未締結国国民、すなわち本章でいう無条約国国民をめぐる問題などについて交渉をおこなうことになった。また、帝政ロシア崩壊後にヨーロッパ東部や北欧、イランとの国境に成立した新興独立諸国とも、同様な問題を抱えた。中華民國は、こうした戦後ヨーロッパ秩序の変化に対応を迫られる一方で、国内的には領事裁判権の撤廃をにらんで租界、租借地などにいる無条約国国民(あるいは「無領事裁判権国民」と称する「外人」)たちの法的処遇を整備する必要性に迫られた。

これは、清末、第三国の保護国民と化した南洋華僑に対して国籍法(一九一〇年)を整備することで法的規制を試みたことと類似しており、中華民國政府は、保護国民以外の無条約国国民のみならず、清とは違って新興諸国の無条約国国民を領事裁判権の対象外であることを確定することを最大の課題とした。一方、条約国は、これら無条約国国民を、自国の領事裁判権の下におく保護国民として登録したり、あるいはたんにその外交上の代理事務を担ったりしたが、以下述べるように両者の問題はときとして条約国側や無条約国国民によって混在して取り扱われることもあり、中華民國政府との紛争の原因となったのである。

さて、第一次世界大戦後の中華民國北京政府の無条約国国民に対する政策評価については、外交史の立場から、R・T・ポラードが一九一九年四月以降の彼らの法的処遇の変化に注目しており、<sup>1)</sup> これを受けて坂野正高はその変化について無条約国国民を中華民國の法令の管轄下におく方針への一大転換であったことを指摘した。<sup>2)</sup> また、最近では、北京政府によるこうした国権回収の成果を、「修約外交」の成果として評価する研究も表われている。<sup>3)</sup> 本章では、こうした外交史研究の成果を踏まえながらも、これを国内にいる無条約国国民の管理問題として地域行政の側から、事例をふまえて検討したい。すでに、拙稿で、この時期の中華民國の都市行政における主権確立の問題を天津の旧ドイツ租界、オーストリアハンガリー租界、ロシア租界の返還問題を事例として検証し、租界の接収と主権の確立とはいいがたいことを明らかに

し、当時の内政問題の複雑な状況について論じたことがある。<sup>4)</sup> こうした租界回収問題につづき、本章では台湾の中央研究院近代史研究所檔案館所蔵の「管理無条約国民人民案」「待遇無条約国人辦法案」など一群の外交部未公刊文書を用いて、とくに第一次世界大戦後、中華民国が不平等条約の撤廃、裁判権の独立を試みるなかで、無条約国民をいかに法的に位置づけようとしたかについても検討を加えるものである。

## 1 清末における「護照」発給問題

無条約国民の処遇については、第一次世界大戦期に起こった新しい問題ではなかった。十九世紀末、清朝の統治下において、とくに「護照」の発給をめぐる、さまざまな交渉が進められていた。このことで、「中国人」と「外国人」の線引きを明らかにする必要がおこった。

当時の「護照」には、三つの意味があった。ひとつはパスポートに類似するもので自国政府発給のもの、二つめは「内地」(一八六九年の日清通商航海条約第六条では通商貿易港を中心とした五〇キロ以内の地域と指定)以外を旅行する際の「内地遊歴護照」または「内地遊歴簽證」、そして三つめは清の在外領事館などが外国人向けに発給するもので、今日の入国ビザに近いものである。このように、「護照」の意味は異なるため、本章では原語どおり「護照」のまま用いる。

清末に問題とされたのは、このうち「内地」への旅行および居住の許可に関する事柄だった。一八五八年六月に締結された英清天津条約第九条および仏清天津条約第八条の規定では、外国人の居住地区は「内地」に限り、また「内地」外への旅行を希望する場合は、居住証明書を「内地遊歴護照」に換える必要があった。この「内地遊歴護照」および居住などの許可証である「居住執照」は、各国領事が発給し、地方の官吏が証明印を押したものが正式なものとされた。今日では、租界や租借地は諸外国の支配の象徴であるとされるが、一九三〇年代戦争が激化するまでは外国人の旅行や居住の権限を制

限するための区画地だったのであり、日本内地の外国人居留地とその性格が類似していた。<sup>3)</sup>

外国の領事館がこうした「護照」を発給するのは、もちろん自国民に対してであったが、条約締結国が第三国民を保護国民として処遇する場合や、たんに中華民国に外交機関がないときに代わって代理事務をおこなう場合には、他国の国民についても発給が可能とされた。たとえば、一九〇八(光緒三四)年七月四日、ドイツ帝国外交部はトルコ政府から清との交渉を代理してもらいたいとの要請を受けた。トルコは自国民が中国人と同じ司法環境におかれるのを回避するため、ドイツに外交上の代理事務を委託することで、ドイツ人と同様な条約国民としての待遇を求めたのである。<sup>4)</sup>トルコ国内では、オスマン帝国内のキリスト教徒諸民族が自立に向けた運動を開始したことで、それまでトルコの領事業務を代行していたフランスに代わって、ドイツに協力を求めたのである。さらに、トルコは、フランスの領事館がトルコ人の「護照」の発給も請負っていたことから、中華民国外交部に対してこの種の代理発給事務がドイツでも可能かどうかを打診した。トルコの意図は、たんなる外交事務の代理という範囲を超える保護国民として処遇されるかどうかの申し立てであった。これに対し、中華民国外交部は無条約国民への「護照」の発給など一切のことは中国人と同様におこない、清代の裁判権を保持すると返答した。その根拠は、一九〇八年一〇月外務部が旧宗主国を離脱した新興独立国は旧宗主国が締結した条約上の諸権利を継承することなく、清の版土内の訴訟や課税についての法令を遵守し、第三国の保護は認めないとする重要な通達に準拠していた。<sup>5)</sup>

さらに、翌一九〇九(宣統元)年の通達では、清の版土内を旅行する際に発行する「内地遊歴護照」について、各省の地方外交官である交渉使または税関官吏の関道が発給することが確認され、その書式が定められた。こうした「護照」発給措置によって、外務部は地方官が「内地」外の無条約国民を中国人と同様に取り扱えるようになったと考えた。<sup>6)</sup>しかし、現実には依然として、無条約国民であっても条約締結国の保護によって隠蔽されたり、税負担が軽減されたりした例があった。たとえば、サン・ステファノ条約以来、オスマン・トルコ帝国から独立したブルガリア、セルビア、モンテネグロはロシアの保護下にあったが、一九〇九年ロシアは、清と条約を締結していないこれら諸国の領事業務を実施すると通

達し、これらの保護民も居住、旅行などにおいて必要ならば「護照」を発給するとともに、治外法権の対象とすることを、外務部に通達した<sup>(10)</sup>。また、フランスとルーマニア、フランスとギリシアとの間にも、こうした保護―被保護関係は存在した。それゆえ、一九〇九年の通達の法的適用は、条約国の保護を受けていない無条約国国民だけに限定されたと解釈できる。条約国が所有する領事裁判権も、これら被保護国民にも適用されたため、清の法規が適用される「外国人」とは条約国の保護下のない無条約国国民というごく一部に限定されていた。顧維鈞の分析とは異なり、中国にも第三国の保護国民<sup>(11)</sup>がおり、条約国の干渉が存在したことが明らかになったことは重要な論点である。ただ、このとき、清に「国籍法」がなかったため、この規定を適用する「外国人」はいかなる対象なのか、依然その定義があいまいだった。一九一〇年の「国籍法」の制定にあたって問題視されたのは、周知のように植民地において外国籍に「登録」した華僑にも国内法を適用するためであると同時に、以上のような規定を適用する「外国人」の範囲を確定することが必要だったからでもある。清末、「国籍法」の制定によって「外国人」との境界が明示されただけでなく、「外国人」管理により条約国の保護を受けていない無条約国国民にも自国法を適用しようとしたことは、外交上の前進と考えるべきであろう。

## 2 第一次世界大戦後における外国人の法的地位の変化

### (1) 新興独立諸国の「国民」への対応

中華民国が成立した後も、清の「内地遊歴護照」や査証制度は踏襲された。しかし、第一次大戦が勃発すると、敵国であったドイツ帝国、オーストリア―ハンガリー帝国の臣民には「徳奥人注冊辦法」が適用されて、中華民国国内における活動が制限された。さらに、一九一七年八月一四日に公布された「審理敵国人民訴訟暫行章程」によって、それら帝国臣民の審理は中華民国の法廷で実施されることが決定した(この章程は翌年十月に廃止<sup>(12)</sup>)。さらに、ロシア革命勃発の影響で、

在華ロシア帝国臣民の法的地位も微妙になった。ただ、ロシアとの条約は破棄されることなく、また一九一八年一月新たに公布された「外国法律引用章程」にもとづき、<sup>(13)</sup>ロシア法の適用は中華民国が適用する法律条例の範囲内であれば差し支えないとの見解が提示されたため、領事裁判権その他の特権は継続されることになった。

大戦後のパリ講和会議では、中華民国が国内における裁判権を掌握するため、領事裁判権の撤廃を主張し、あらためて在華無条約国国民の管理を徹底しようとした。この会議中の一九一九年二月、中華民国は新興独立国で外交関係のない国の国民を無条約国国民と認定することに決定した。その結果、これら新興独立諸国の国民が中華民国に入国する場合は、すべて中華民国の法律を守り、訴訟事件においても同国の司法機関に委ねられることが明確にされたのである。<sup>(14)</sup>

ただ、問題になったのが「護照」の発給権限をめぐってである。一九一九年四月、外交部は、第一次世界大戦後に成立した新興諸国といかに条約を締結していくべきか方針をたて、また在華「外国人」のうち無条約国国民をいかに処遇するかを検討するために、財政、司法、農商、内務各部に対し共同会議を呼びかけた。<sup>(15)</sup>内務部は王楊濱、李升培を派遣し、財政部は袁永廉、李景銘、呉乃琛、司法部は林志鈞をそれぞれこの会議に参加させた（農商部派遣員の氏名は不明）。会議は、四月九日と一一日の二回にわたって開催され、国際的な平等の原則のもと、不平等条約の慣例を是正し、新興独立国がこれと同じ特殊な待遇を要求することを阻止するために検討を積み重ねた。何より無条約国国民を処遇するための立法措置をとることが必要であり、その際課税や民事刑事訴訟とも中国人と一律平等であること、清代とは異なり第三国の保護は認めないことなどを基本方針とすることとされた。<sup>(16)</sup>

ところが、四月二三日には、内戦期のロシア領事館は、中華民国外交部宛に、在華チェコスロバキア人をいかなる機関で管轄するのか、中華民国はチェコスロバキアを国家承認するのかどうか（前年九月交戦団体として承認済み）、通商貿易地において同国の代表をいかなる人物に託すのかなどと打診してきた。周知のとおり、チェコスロバキアは前年一九一八年一月マサリクを首班として共和国成立宣言をしたばかりだった。この問い合わせは、直後に下記の「待遇無条約国人民辦法」が公布されたため、四月二九日外交部はロシア領事館にもチェコスロバキア国民はこの法令に準拠した処遇を受け



(雙龍洋行發行)

天津に於ける各國軍人

繪はがき「天津における各國の軍人」(雙龍洋行發行) [近藤久義氏所藏]

もともと清には「国籍法」がなかったため、清朝末期、欧米人などが大量に移入するなか、「外国人」とはいかなる対象なのか、その定義があいまいだった。これによる混乱は、1910年の「国籍法」の制定以後も続いた。そして、清代におけるような保護国—被保護国の関係に法規上終止符がうたれたのは、1919年のことである。なお、この繪はがきを發行した雙龍洋行とは、1886年上海に開設されたドイツ商 Agthe & Ismer のことである。その天津支店は、多くの繪はがきを發行している。

ることを伝えた。<sup>17)</sup> また、チェコスロバキアと同じ月にピウスツキを国家首席として独立を宣言したポーランドに対しても、同国国民の処遇が問題になった。たとえば、四月二八日に、中華民国海軍ウラジオストク駐屯代理将軍林建章は、連合軍会議でポーランドの参加が検討されていたことから、同国の独立承認可否の方針を外交部に求めた。五月一七日日には、陸軍からも外交部宛に、ポーランドの承認問題を検討するように要請があった。一九日も同じく、陸軍部がベルサイユ条約案第三章でドイツが新興独立国ポーランドを承認したとのロイター電を紹介し、外交部に対してこの件についての調査を促した。<sup>18)</sup>

こうしたチェコスロバキアやポーランドの外交上の承認問題と前後して、同国国民を含めた無条約国国民の処遇が検討されて、四月二七日には徐世昌が大總統令「待遇無条約国人民辦法」を各省宛に公布した。この法令によって、中華民国に居住、旅行する無条約国国民は、旧帝国時代の条約の適用を受けることなく、課税や訴訟については中華民国の法令を遵守し、いかなる他国にも代理保護されないことが明示された。<sup>19)</sup> これにより、清代におけるような保護国―被保護国の関係に法規上終止符がうたれ、すべての無条約国国民は同一の法的境遇に位置づけられたのである。

この法令はおおまかな内容だったので、各主管機関、例えば民事刑事訴訟については司法部、内地雜居問題については内政部、課税事項については財政部が検討、補足し、國務院會議で審議、決定した。こうして、一九一九年六月二二日、徐世昌大總統が「管理無条約国人民章程」を公布し、即日施行となった。この法令によると、無条約国国民が中華民国に入国するときは行政官署が本章程により管理し(第一条)、その際「護照」および身分、職業を調べなければならない(第二条)、無条約国国民は通商貿易地など外国人が居住を許可されている所に居住することができ、その際、当該地方が定めている賃貸規約を遵守しなければならない(第六条)、無条約国国民が「内地」外を旅行するときは「護照」を持参することとし、旅行する地方での測量は認められない(第七条)、無条約国国民は「内地」で動産・不動産の賃貸業や新聞・雑誌の編集や発行に従事できないし、いっさいの政治活動をおこなうことはできない(第八、九条)などと規定された。<sup>20)</sup>

半年にわたる検討の後、内務部は一〇月七日、この章程に基づいて「施行細則」(草案)全八条を策定し外交部に傳達し



たが、外交部と内務部との協議は遅々として進まなかった。そうしたなか、一月二五日、外交部は内務部宛に江蘇交渉員からの書簡だとして、次のような内容を連絡してきた。すなわち、前年一月ラトビアのウルマニスが独立宣言を發したにもかかわらず、上海にいるラトビア人は無条約国民と同一の扱いを受けており、また同国の上海駐在代表が正式に承認を受けていない状況下でラトビア政府が發給した「護照」を合法的なものとして認定されていない、さらに旧ロシア帝国の条約を継承することがない以上、在華所在地での登録手続きなどの保護を受けることはない、内務部は「無条約国民章程施行細則」でこの種の取り扱いを規定しているが、同細則自体が頒布されていない状況を鑑みて、江蘇交渉員の問い合わせにどう対応したらよいかわからない、というのであった。結局、この問い合わせがきっかけとなって、一二月一〇日「無条約国民章程施行細則」が國務院會議をへて公布施行された。この章程には、外国人の居住条件が緩和される一方、入出国管理規定をいっそう厳格にするなどの修正が加えられた。修正後の主な内容は次のとおりである。無条約国民の入国手続きは海關職員（委託も可）や地方行政官がこれをおこない（第一条）、「護照」には入国印を押し、入国した無条約国民の姓名、出身、職業、入国理由などを記したリストを月ごとに地方の最高行政官署を通じて外交部、内務部とともに交渉公署に提出しなければならない（第二条）、地方居住者は地元の官庁で「護照」を提示した後登録し居住証書を發給してもらわなければならない（第三条）、「内地」外への旅行の期限を三か月とし、旅行する理由、場所、期間を事前に居住地の行政官署に届けなければならない（第五条）、なお本細則が称するところの地方行政官署とは警察庁、警察局をいい、これがない場合は県公署を指す（第八条）などだった。

ところが、入出国管理において重要である「護照」についての準拠規定、管轄機関が十分に検討されていなかった。そのため、一九一九年九月一九日には、中華民國駐デンマーク公使が外交部を通じて内務部宛に、旧ドイツ、旧オーストリア・ハンガリーの国籍を有するポーランド人は無条約国民であるが、在外領事館が「護照」を發給していない現状から、かれらが中華民國に入国を希望する場合どのような方法をとったらいのかとの打診があった。これに対して、外交部は、領事館が「護照」を發行する案を作成し、内務部もこれに同意した。こうして在外公館が「護照」を發行する権限を

得たことは、中華民國への入国を制度的に整備することになり、出入国管理において画期点となった。こうして、「外国人」が中華民國に入国すると、一週間以内に「護照」をもって近くの交渉使にその押印をチェックしてもらい、領土内に居住する場合はその住所も交渉使に報告して内務部が発給する居住証明書(居住執照)を取得すること、通商貿易地や租界などにいる無条約国国民は、この種の居住証明書を所持することが義務づけられた。<sup>26)</sup>

さらに、内務部は「護照」の形式を統一し、「国籍」「氏名」「入国日」「出発地」「入国地」「携帯物品」「随行家族」「写真添付」「申請年月日」を記録することを義務づけた。<sup>27)</sup>これにともない、毎月入国した者の氏名、国籍などの事項を記した報告が編纂され外交部などに提出されることになった。こうして、懸案であった「護照」の形式は統一され、「無条約国人赴華使領各館発給執照辦法」が地方官署および海関に通知され、<sup>28)</sup>一月二〇日から施行開始となった。

また、無条約国国民の居住証明書発給の問題も残っていた。一九一九年一月五日、無国籍のシャムロフ(沙木羅浮)は「無国籍許可証」の発給を申請したが、中華民國内務部の判断ではシャムロフのような無国籍国民には「管理無条約国人民章程」の規定を適用することはできないので、無条約国国民のこの種の「証明書」の発行を受けると資格はないし、国際慣例上こうした申請で証明書を発行することはないと判断を下した。一方、外交部は、シャムロフが申請しているのはじつは居住証明書にすぎず、各国の慣例ではこれは警察庁で発給が可能であるから、内務部のほうでこの種の発行について対策をたてるようにと要請した。この外交部の要請に対して、内務部は「管理無条約国人民章程施行細則」の第三條第二項の無条約国国民の登録の項に、「居住証明を發給する」を追加することで対応が可能であると返答した。結局、同月七日、内務部はシャムロフの事件をきっかけとして、無国籍国民であれ無条約国国民であれ、条約国国民以外は一律「管理無条約国人民章程」およびその「施行細則」が適用されるべきだと判断し、<sup>29)</sup>外交部もこれを了承した。こうした規則は、それまで法的規制外にあった無国籍者にとっては朗報といえた。

このように制度改正は着実に進展を見せたが、各国が中華民國の施策に理解を示し、すぐさまそれらを遵守したわけではなかった。一月九日、ラトビアは中華民國外交部宛の書簡で、在上海代表からその年の六月二二日の大總統令で新興

独立国家に対する治外法権取り消しの知らせを受けたが、両国の法律は異なり、ラトビアはすでに某大国に在華ラトビア国民の代理保護を依頼したと知らせてきた。これに対し、中華民国はラトビアを正式に承認する以前であったから、同国の要求は将来条約締結後に協議することと通知した。<sup>30</sup>ラトビア側はこれに満足することなく、翌一九二〇年一月一日、イギリス駐在ラトビア公使を通じて中華民国外交部宛に、ラトビアが旧ロシア帝国時代と同様に、在華治外法権およびその他の利益を享受できないかと問合わせてきた。さらに、五月二二日にも、ラトビア政府は中華民国外交部に対して、在華ラトビア人に治外法権を与えるように依頼してきた。これに対して、同日、中華民国外交部は施肇基に対し、旧ドイツ帝国、旧オーストリア・ハンガリー帝国と旧ロシア帝国それぞれの旧臣民の間に法的な区別はなく、中華民国と条約締結がなされていなければ無条約国民と同様に処遇することや、将来中華民国とラトビアが通商条約を締結すれば、領事裁判権は破棄されると通知し、方針を再確認させた。これをもとに、七月二一日施肇基はイギリス駐在ラトビア公使ピセネク (G. W. Biseneck) 宛に返答書簡を送った。すなわち、中華民国外交部は、旧オーストリア・ハンガリー帝国や旧ロシア帝国から分離独立した新興諸国を含め、すべての条約未締結国の処遇は当然ラトビアにも適用されるが、これについては中華民国がパリ講和会議における領事裁判権撤廃について宣言した声明の通りであると伝えた。<sup>31</sup>ラトビア公使ピセネクは、翌日これに翻訳文をつけて本国に送付した。ただ、この一連のやりとりでは、ラトビアが領事裁判権を破棄したのといったことがはっきりせず、中華民国側の言い分どおりに事が進んだとは思われない。

このように、中華民国における出入国管理の制度改善が進む一方、新興独立諸国は領事裁判権に執着をみせるという逆行現象が見られた。こうしたなか、一九二〇年八月、前江蘇管理特種財産事務分局顧問のチェコ人エンゲル (M. M. Engel) は外交部に「中国と無条約国」なる意見書を送った。エンゲルは各国言語に通暁しており、ヨーロッパ政治についても詳しい人物であった。しかも、上海の閘北水電工廠、閘北市政庁、そして江蘇管理特種財産事務分局の顧問などを歴任し、在華一〇年の経験のもと中華民国の状況についても知悉していた。エンゲル書簡の論点は、おおむね次のようなものだった。すなわち、上海の公共租界内の無条約国民は、均しく中華民国の法律の管轄下にあり、地方政府が租界内に設置さ

せた会審公廨がその任にあたること、会審公廨は外国領事団の管理を受けるが、中華民国が設置した法廷であること、それゆえこの法廷は中華民国が定めた法律および規定を遵守させる権限を有しており、租界内の土地・家屋をめぐる紛争が起ったときに権限を行使できるだけでなく、会審公廨も「管理無条約国民章程」を準拠法として執行できることを主張した。さらに、上海では、内務部に代わって地方長官が代理して発給する居住証明書を取得しないと、無条約国民も中華民国の官憲が随時逮捕拘禁し、法廷で裁いてもよいのであり、上海租界工部局といえどもこの権限を阻止することはできないと明言した。エンゲルの主張は、当時すでに無条約国の代表が非公式の領事辦公処を中華民国国内に設置して本国国民の登録をするなどの領事業務をおこなっている例があることを憂いていたのだ。実際、ポーランドがそうした代表を設けたほか、チェコスロバキア、ユーゴスラビア、ラトビアなども、同種の組織を設置していたという。国権を揺るがしかねないこうした非公式な領事業務の遂行を阻止するためにも、公共租界内では会審公廨によって「管理無条約国民章程」が執行される時期が早ければ早いほど良い、というのが彼の主張であった。<sup>32</sup> エンゲルの意見書は、第一次世界大戦終戦直後の過渡的な状況に制度的な改善を加えるように指摘する妥当な提案だった。

## (2) 在ウラジオストク領事館発給「護照」の例

一九一九年二月一日、上述した「無条約国民章程施行細則」が公布されたが、ここではその直後の領事業務の実態を、ウラジオストク駐在領事が発給した「護照」リストを通じて検討しておきたい。表9-1は、一九一九年二月末から一九二〇年五月までの約六か月間について、在ウラジオストク領事館の外交部宛報告書をもとに作成したものである。わずか半年の統計であり、二月分が欠落する不備がありながらも、この表を通じて、ヨーロッパと中華民国との間の人の移動にとって、極東シベリアの中核都市ウラジオストクが重要な役割をはたしていたことが検証できる。この表によると、ウラジオストク領事は、二月二二日から「護照」を発給し始めたこと、その直後一か月あまりの間の発給数は多くないものの、翌一九二〇年二月以降になると七〇〇〜九〇〇の「護照」が発給されていたことが見て取れる。

当時のウラジオストックは、ロシア十月革命やシベリア出兵、第一次世界大戦などの戦禍を逃れた難民であふれかえり、吹き溜まりのような町になっていた。一九二〇年一月五日、ウラジオストック駐在総領事から外交部総長および次長宛の問い合わせでは、戦後ヨーロッパでチェコスロバキア、フィンランド、ポーランド、ラトビア、ウクライナなどが独立したことを伝えるだけでなく、それらの新興国家の国民が、中華民国を訪れたり、国内を通過して他国へ移動することを希望する場合が多くて対処方法に苦慮していることを訴えている。さらに、これらの問い合わせでは、新興諸国家の国民を、旧敵国であったドイツ、オーストリア両国民と同じ無条約国民として扱ってよいかどうかとも外交部に確認していた。

さて、この表<sup>9</sup>を申請者の国籍別にみると、ポーランド九〇(三三・三%)とチェコスロバキア五六(二〇・一%)が半数を超えており、その後にラトビア四八(一七・二%)、エストニア二八(一〇・〇%)、ギリシア二三(八・二%)が続いている。さらに、職業別にみると、商人八一、技師四六、船舶業一四、学生一二、軍人一一、裁縫師一〇が上位を占めていた。このうち人数の多い商人を国籍別にみると、ポーランド人一六、チェコスロバキア人一四、ギリシア人一二、ラトビア人一、また技師はポーランド人二〇、チェコスロバキア人一三となっている。このほか、婦女とだけ記されている者が三二いるが、これらの女性は職業婦人なのかは判然としない。表の数値からみると、裁縫師はすべてポーランド人であったし、この仕事に携わる婦女も四割近くがポーランド人だった。ニューヨークやフィラデルフィア、シカゴなどの都市部に移住した東欧系ユダヤ人がタバコ、皮革、衣服などの工場労働者となり、自国での経験を生かして裁縫師になったことを考え合わせれば、ポーランド系ユダヤ人の商人が家族をあげて極東に移っていたことを想起することはできる。

いずれにせよ、この表の典拠となった文書によれば、彼らの「護照」発給の目的は、帰国そのほかの理由で中華民国国内を通過するためが一五四(五五・二%)と過半数を超えていたほか、商売のためとする者が五一(二八・三%)、夫に随行、家族の訪問など家庭の事情を挙げる者が二六(五・七%)、そのほか治療や居住、求職や就職のためだった。ロシア内戦のさなかであったため、過半数の者にとって、中華民国を通じて移動するはかなかったのである。彼ら申請者が希望する渡航先をみると、母国への帰国希望者一二九(四六・二%)が半数近くを占めており、その他は上海七六(二七・二%)、ハ

表 9-1 「ウラジオストク駐在領事発給無約国国民『護照』一覧」

(単位：件)

国 籍	合計	目的地	小計	1919/12/22 - 31	1920/1/	1920/3/	1920/4/	1920/5/
ウクライナ	2	ハルビン	1					1
〃		天津	1					1
エストニア	28	上海	7	1	2		2	2
〃		天津	3				1	2
〃		ハルビン	3					3
〃		帰国	12			2	2	8
〃		ロシア	1					1
〃		アフリカ	2					2
ラトビア	48	上海	9		2	1	2	4
〃		北京	1					1
〃		天津	1					1
〃		満洲里	1				1	
〃		長春	1			1		
〃		ハルビン	5			2	1	2
〃		黒河	1				1	
〃		帰国	26			6	11	9
〃		シベリア	3					3
リトアニア	2	ハルビン	1					1
〃		帰国	1					1
ベラルーシ	1	ハルビン	1			1		
ポーランド	90	上海	32	1	10	4	12	5
〃		ハルビン	19			11	4	4
〃		綏芬河	1		1			
〃		黒河	1					1
〃		帰国	34			14	10	10
〃		イギリス	1				1	
〃		フランス	1					1
〃		アメリカ	1			1		
チェコスロバキア	56	上海	9		6	1	2	
〃		北京	2			1	1	
〃		ハルビン	3			1		2
〃		帰国	41			23	13	5
〃		イギリス	1					1
ルーマニア	9	上海	3		1			2
〃		ハルビン	2			1		1
〃		帰国	4			1	2	1
セルビア	6	上海	1	1				
〃		ハルビン	2			2		
〃		帰国	3			3		
ユーゴスラビア*	6	帰国	6			4	1	1
ギリシア	23	上海	11		2	5	4	
〃		ハルビン	10			3		7
〃		奉天	1				1	
〃		帰国	1			1		
グルジア	1	ハルビン	1					1
アルメニア	4	上海	2			1		1
〃		ハルビン	2					2
イラン	1	上海	1			1		
ボリビア	2	上海	1					1
〃		帰国	1					1
	279	小計	279	3	24	91	72	89
		【出典】		①	②	③	④	⑤

① 1920年2月13日，駐海參崴総領事→外交部，呈（外交部檔案 03-34，9-(2)）

② 同上

③ 1920年5月15日，駐海參崴総領事→外交部，呈（同上）

④ 1920年5月24日，駐海參崴総領事館→外交部，呈（同上）

⑤ 1920年6月16日，駐海參崴総領事館→外交部，呈（同上）

目的別	件	%	目的別	件	1919/12/22-31	1920/1/	1920/3/	1920/4/	1920/5/	%
帰国	129	46.2	通過	154	1	12	57	40	44	55.2
上海	76	27.2	商売	51		1	15	13	22	18.3
ハルビン	50	17.9	家庭の事情	16		1	4	7	4	5.7
天津	5	1.8	治療	12	1	1	2	5	3	4.3
北京	3	1.1	求職	10		3	1	2	4	3.6
シベリア	3	1.1	居住	7			2	1	4	2.5
黒河	2	0.7	就職	6	1	0				2.2
イギリス	2	0.7	委託/派遣	6			6	1	4	2.2
アフリカ	2	0.7	遊歴	5			3	1	1	1.8
緩芬河	1	0.4	外交/交渉	4			1	2	1	1.4
奉天	1	0.4	興行	3		2			1	1.1
長春	1	0.4	武器購入	2		2			1	0.7
満洲里	1	0.4	車輛購入	1		1				0.4
ロシア	1	0.4	就学	1		1				0.4
フランス	1	0.4	調査	1						0.4
アメリカ	1	0.4								
計	279	100	計	279	2	24	15	72	89	100.0

職業別	計	1919/12/22-31	1920/1/	1920/3/	1920/4/	1920/5/	内 訳
商人	81	1	4	24	27	25	ポーランド(16), チェコ(14), ラトビア(11), キリシア(12)
技師	46		2	19	12	13	ポーランド(20), チェコ(13)
婦女	32			11	13	8	ポーランド(12)
船舶業	14	1	2	3	3	5	ラトビア(8)
学生	12		3	4	1	4	
軍人	11		3	3	3	2	チェコ(4), ポーランド(3), ルーマニア(1)
裁縫師	10	1	1	1	5	2	すべてポーランド
職人	8				1	7	
官吏	6			2	2	2	
銀行員	6		1	4	1		チェコ(4), ラトビア(2)
教師	5			3		2	
医師	4			2		2	
運転手	4		1	1		2	
労働者	4					4	
法曹	3		1		2		
同郷会	3			3			
俳優	2				1	1	
代理人	2			2			
木貴夥?	2					2	
農民	2				1	1	
音楽家	2		2				
電報員	2					2	
パイロット	2			2			
美術家	1		1				
学者	1					1	
会計士	1		1				
電気工	1		1				
鉄道員	1					1	
カメラマン	1					1	
記者	1			1			
通訳	1					1	
工業	1			1			
調理師	1			1			
理髪師	1			1			
劇場所有者	1			1			
事務員	1			1			
宣教師	1			1			
七双員?	1					1	
不明	1		1				
合計	279	3	24	91	72	89	

ルビン五〇（一七・九％）であり、大戦の終結で極東にいた半数近くのヨーロッパ人が故国に向かうとともに、ほぼ同数がウラジオストクから当時東アジアの国際都市であった上海とハルビンに向かうことを望んでいたことになる。より詳細にみていくと、上海を渡航先として申請した者はポーランド人が三二人と半数近くを占め、ギリシア人、チェコスロバキア人、ラトビア人、エストニア人がそれぞれ一割くらいを占めていた。また、ハルビンを渡航先とした者も、ポーランド人が三二名と六割くらい、ギリシア人が二割、ラトビア人が一割を占めていた。多くのポーランド人の在华活動に関する検討は今後の課題になるが、本書第一四章で明らかにされているように、そこにユダヤ人コミュニティの存在があったことは推測できる。

また、第一次世界大戦後、旧ロシア帝国軍の祖国帰還については、とりわけ日本や米国のシベリア出兵に応じて派遣された東欧軍の将兵残留が問題となっていた。表からは、一九二〇年初頭に中華民国への入国を希望するチェコスロバキア人兵士は四人、ポーランド人兵士は三人と、数こそ少なかったことが示されているが、彼らを取り巻く状況はきわめて深刻であったことが、チェコスロバキア陸軍中尉テク(Teck)からの書簡からうかがえる。

一九一九年五月一九日付のテクの書簡によれば、ハルビンは白軍の糧食供給の中心地であったため、五〇〇名ほどの将兵がいたという。そのため、彼らは同地の中国人商店との取引が多かった。また、ヨーロッパから輸送してくる供給物資もすべて海関を通過するため海関との交渉も多く、さらに物資の供給のために中国人官吏との交渉も頻繁だった。ところが、チェコスロバキアが独立すると、同国と中華民国との間ではいまだ外交関係が成立していなかったため、現地の中国人官吏はチェコスロバキア軍を直接交渉の相手として認めなくなり、テク中尉は任務遂行上多大な困難を抱えていると訴えたのである。現地の交渉員だった傳彊も、外交部宛にこうした事情を訴え、両者の直接交渉についていかに対応すべきかを打診していた。その返答がいかなるものであったかは明らかではないが、外交関係をもたない国家に属す人びとは、困窮し、疲弊しきっていた様子がかがえる。

こうした状況が戦後もしばらく続いた。一九二三年末になっても、ロシア白軍の約九〇〇〇人がウラジオストクから中



華民国、日本、フィリピンに亡命し、現地の移民コミュニティに加入したとの指摘もある。いずれにせよ、この表からは、極東には、当時ポーランド人、チェコスロバキア人を中心に帰国希望、その他の理由で華民国への入国もしくは通過を望む無条約国国民が少なからずいたことがわかる。

さきの「無条約国人民章程施行細則」では、いちおうこうした「正当な動機」を持つ者には「護照」の発給を認めていたが、一方、浮浪者や犯罪者、身元を証明する手段のない人々への発給はまったく許可されなかった。そのため遊民化した人々や、旧白軍からの逃亡兵士などは、華民国への入国はもとより所在地からの移動が認められず、難民となるほかなかった。こうした例は枚挙にいとまがない。たとえば、一九二一年二月一六日、ハルビン交渉員の董士恩から外交部宛に、クローンやキャフタにいるポーランド人難民の救済について問い合わせがあった。この難民の半分は、ロシアから逃亡してきた軍人で、金銭や証明書がなく立ち往生して、生活苦に喘いでいたという。董士恩は、それぞれ両地にコロストベツ、クバリスキーを委員として派遣して、その地の状況を調べさせた。この二名の委員は、独自の調査により、当該地の難民の多くはポーランド国籍であることが確認できたので、何か策をたてて、ハルビンまでつれて来て、そこから帰国の途につかせてやれないかと外交部に打診したのである。董士恩から外交部への依頼は、これら派遣委員に対して、現地の中国人官吏が協力するように働きかけることだった。しかしながら、この時期、外交部はこうした難民問題に明確な対策をたてることができず、彼らを放置せざるを得なかった。戦間期の華民国にとって、無条約国国民の法的処遇はきわめて困難をとまなうものであったことが、この例でもわかる。

### 3 無条約国国民の訴訟手続き

無条約国国民に関する民事訴訟、刑事訴訟の取扱いについては、一九一九年五月二三日大總統教令第九号として公布さ

れた「審理無条約国人民民刑訴訟章程」によって、中華民國の法院で審理すると規定された。この章程では、無条約国国民に関する訴訟事件は一九一六年初級審判庁が廢止されたため、代わって地方審判庁あるいは都統署審判処附設の地方方法廷で審理されること、これらがない地方では地方官がその案件を近隣の地方庁あるいは地方方法廷に移管すること、新疆などの遠隔地でこの移管が困難な場所では司法籌備処あるいはその他の官庁内の臨時法廷で審理されること(第二条)、その審理において留置もしくは刑の執行がおこなわれる場合は、これを区分して新監獄にて収監されること(第三条)などが規定されていた<sup>33)</sup>。また、無条約国国民が原告で、条約国国民が被告の民事訴訟は原則的に条約国領事館がこれを審理するが、その他のケースの審理はすべて領事裁判権の適用外であり、領事館での判決は無効とされた<sup>34)</sup>。かくの如く、条約国の過度的な裁判権の適用を阻止するこの章程は、外交部から各省の交渉員に発せられた<sup>35)</sup>。一か月後、ヨーロッパの新興独立諸国の国民に対して、大總統令によってその治外法権を認めないことが通達された。

ところが、この通達が各国領事団に書簡にて通知されると、江蘇省の交渉員は、オランダ総領事からの申し立てとして、次のように伝えてきた。すなわち、中華民國のこの種の裁判権についてはば同意しながらも、条約国領事館が無条約国国民を保護できないという一節については異論を唱え、世界各国の外交慣例からみてこの種の保護は妥当であり、裁判権を侵犯することにならないし、治外法権にも当たらないとの意見だった。交渉員は、オランダ総領事の主張に異を唱えながらも、これにどのように対応すべきかを外交部に問い合わせたのだ。外交部は、さっそくこの問題の法律上の解釈を司法部に打診したところ、司法部は一九一九年四月二十七日の大總統令に準拠して、オランダ総領事の言い分をはねつけ、他国が代理して無条約国国民を保護することなどできないと断固として主張した。外交部は司法部の主張をもとに、江蘇交渉員に対して、一九一八年の「外国法律引用章程」の規定どおり、中華民國の法令に違反しない範囲の保護ならば問題ない旨、オランダ総領事に伝えるように指示した<sup>36)</sup>。後述する在華ロシア人問題とともに、保護民問題と外交上の代理業務の混同は、この時点でも起こっていたのである。

さらに、一九二〇年一月一六日の國務會議では、司法部による「修改審理無条約国人訴訟章程」案が建議された。こ

の司法部による修正案は、國務院に回され法制局で審議されることになった。「法制局説帖」によると、①「無条約国」のうち、イラン、ボリビアなどのように中華民国との間で条約が締結された国もあり、もはや「無条約国」という名に値しない国が登場したこと、②旧訴訟章程第二条で規定した都統署附設の地方方法廷管轄のクローン、タンヌ・ウリヤンハイ、ウリヤスタイ、コブドでは、「地方庁辦法」に準拠してそれぞれに審判処が間もなく成立するため、この規定に修正が必要であること、以上二点が提言された。こうした状況の変化に鑑み、司法部が提出した修正案としては、まず章程の名称を「審理無領事裁判権国人民刑事訴訟章程」とすること、第一条および第三条における「無条約国人民」を「無領事裁判権国人民」に改めること、第二条における「都統署審判処」を「特別区域審判処」に変更することであった。外交部も、この修正案に賛同した。<sup>47)</sup>こうして、新興独立諸国のうち国交を樹立した国民の民事刑事訴訟に対しては「審理無領事裁判権国人民刑事訴訟章程」によって取り扱われることになり、条約未締結国国民に対しては「無条約国人民刑事訴訟章程」が適用されることとなった。こうして、領事裁判権をもたない条約国との関係は、不平等な関係を脱し、正常化への一歩を踏み出すことになった。

翌一九二一年一月、大總統の指令にもとづいて、おもに行政訴訟を相当した平政院は「審理特別行政訴訟および訴訟願辦法」を作成し、中華民国政府が在華外国人に下した行政処分についての不服申し立てを改正することになった。この改正案によると、行政処分の不服もしくは権利侵害についての申し立てといった行政訴訟は、平政院もしくは地方の官署において請求が可能であり、条約国国民のみならず無条約国国民にも開かれることが明文化された。<sup>48)</sup>

ところで、一九二〇年八月二八日、ベルリンのドイツ外交部のウォルター博士(Dr. Walter)の談話として、中華民国ドイツ領事館から外交部宛に書簡が届けられた。その談話は五月一二日に発せられたもので、ドイツは領事裁判権を中国に返還することに賛同するが、このことでドイツ側が中国内地の居住や行商などの自由といった利益を得るのかという問い合わせてあった。さらに、同領事館辦事秘書官張允愷からは、領事裁判権の返還はきわめて好ましいことながら、山東問題やベルサイユ条約調印問題など諸々の事情から具体的に進んでいないこと、また「管理無条約国人民章程施行細則」や

「無条約国民刑事訴訟章程」はもっぱら無条約国国民が対象であったが、領事裁判権を返還した国民に対して、これら法令をいかに適用し、民事、刑事の訴訟はいかなる形でおこなわれるのか不明なことなどの意見が添えられた。この意見はもっともなことであった。また、一〇月一四日には、再度、中華民國ドイツ領事館から外交部宛に、ドイツの領事裁判権の返還によって中華民國とボリビアとが締結した条約のように、中国内地の自由な居住や通商に関する特権の取得可否についての問い合わせがあった。さらに、中国の新聞紙上では、ドイツが領事裁判権を返還しなければ通商条約の締結などありえないとの論調が展開されており、在ドイツ領事は外交部に対して、国内世論を踏まえてドイツに対して毅然とした方針でもって対応を望むと伝えた。<sup>⑨</sup>

翌一九二一年六月二八日、中華民國はドイツ共和国との間で「中独協約」を締結し、その第三条では両国人民は生命および財産は均しく所在地の法廷の管轄下にあること、また在華領事裁判権は撤廃することなどが明記された。さらに外交部は、在華ドイツ人にまつわる訴訟事件について、すべて新設の法廷で新しい法律に則って審理し上告する権利がある、被告が中国人であれドイツ人であれ、訴訟事件はすべて所在地の法廷で起訴され審判を受けること、他国に依頼して「領事観審条例」に準拠することができないことを示した。しかし、こうした法令が地方で即座に周知されたわけではなかった。同年一〇月一五日、重慶関監督兼辦通商交涉事宜の陳同紀からは、大戦後重慶に陸続戻ってくるドイツ人の状況を鑑みれば、中国人と彼らとの間の訴訟手続きはいかなるものかはっきりしないとの問い合わせに対して、中華民國外交部は、すでに領事裁判権のない国民に対しては、一律中華民國の法廷で審理することを徹底するようにと指示した。<sup>⑩</sup>これは、すでに「中独協約」締結後の問合わせだった。このような事例も、地方では見られたのである。

また、中華民國の制度改革の一環として、国籍問題をめぐる外交交渉も展開された。一九二五年三月、スペイン籍アイシユラ(愛司拉)が上海の会審公廨にアヘン横領の疑惑で中国人葉清和を訴えた。アイシユラはインド生まれでイギリス国籍を保有していたが、その父はバグダッド生れのトルコ国籍であり、アイシユラ自身は二重国籍だった。そこで、アイシユラは一九二一年正式にイギリス国籍を離脱し、トルコ国籍取得を表明したのだが、この手続きによりトルコの利益を

代理保護していたフランス領事館に登録された。さらに、上記の裁判の二年前の一九二三年には、スペイン領事館の保護を受けるためにスペイン国籍に変更していたので、アイシュラは裁判ではスペイン人と同様に治外法権を受けることができる」と主張したのだ。スペイン領事も、彼のような無条約国民が同国領事館に登録された限り、同国の治外法権の利益を享受できると言い張った。江蘇交渉公署は、この訴えについてイギリス人陪臣官と協議した後、特派江蘇交渉員陳世光を通じて外交部の見解を求めた。<sup>④</sup> 外交部は、「審理無領事裁判権国民人民刑事訴訟章程」により、無条約国民である限り、第三国の保護を受けることはできないとの規定があり、アイシュラの訴えも、スペイン領事の主張も断固として認めなかった。

ところが、アイシュラの思惑とは異なり、中華民国とスペインとの関係は再構築されることになる。一九二七年一月一〇日に、前清時代の一八六四(同治三)年一〇月一〇日スペインとの間で締結された天津条約が満期となったのである。中華民国北京政府はこの条約の破棄を宣言し、平等互惠、相互領土尊重の原則のもとに新たな外交関係を樹立しようとした。しかし、プリモ・デ・リベラ將軍の独裁体制がしかれていたスペイン側は旧条約の一方的な破棄に強く抗議し、破棄すべきは旧条約第二三条に規定された関税および商務に関する項目のみであると通知し、そのほかの規定は最惠国待遇の継続を固執した。スペイン外交部のアルメイダ(B. Almeida)は、新条約が締結されるまで旧条約は有効であると主張するとともに、南方の広東政府の存在を意識しつつ、北京政府は「中国の全部を代表することができない」のに一方的な条約破棄宣言をしたことに反感をあらわにした。しかし、中華民国はこうしたスペイン側の抗議にとりあうことはなく、旧条約に代わる臨時の法令を提起するとともに、国内のスペイン人の訴訟事件については「無領事裁判国民人民刑事訴訟章程」に準じて審理することを決定し、最高審判機関であった大理院でもこの件について検討をおこなった。<sup>⑤</sup> いわば、外交次元の問題とは別に、内政問題は先行的にスペインの法的地位を決定づけたのである。いずれにせよ、アイシュラのようにトランスナショナルな存在が巻き起こした事例は、中華民国としても頭を悩ませた一例であった。

次に、旧条約の有効性という点で微妙な立場に置かれたロシア人の事例をみてみたい。一九二〇年九月一三日、大総統

徐世昌が旧ロシア帝国の領事権の停止を宣言すると、在華ロシア人の領事業務をいかに処理するかについて検討する必要がおこった。翌月にはロシア人管理の規定が公布され、領事館に代わって各省の交渉員がその権限を代行すること、ロシア人に関する民事刑事訴訟事件や刑事事件は「無条約国民刑事訴訟章程」に準拠して中華民國の法廷で審理されることなどが通知された。<sup>43</sup> 同月三十一日、さらに徐世昌は大總統令「東省特別区域法院編成條例」を公布し、在華ロシア人が東北三省の鉄道沿線で獲得していた治外法権が取消され、ロシア法廷が撤収されるとともに、ロシア人は中華民國の法廷に管轄されることを通知した。<sup>44</sup> しかし、この附属地以外の在華ロシア人の訴訟事件の取扱いについては、依然として適用法と審理法廷の両面で明確に規定されず、東北三省の満鉄沿線以外のロシア人の司法管理問題は宙ぶらりんの状態になったままだった。<sup>45</sup>

上海のロシア人も微妙な立場に置かれた。一九二〇年一月一〇日、外交部総長とイギリス領事代理が会談したとき、上海のロシア人問題について協議された。外交部総長は外交部が定めた「管理俄人(ロシア人)之辦法」をイギリス政府が承認したのかどうか問い合わせた。すると、イギリス領事代理は、中華民國政府は在華ロシア人の通常業務については前ロシア総領事に委任しており、一方ロシア人の訴訟事件については上海領事団代表がロシア人を合同審理に派遣しているので、領事団と外交部との協議が必要であると答えた。この件は、外交部が上海の事情に疎いため、上海交渉員からの連絡を受けてから再度協議することになったが、実際にはロシア人に関する審理は会審公廨でおこなわれず、なお旧領事による「護照」の発給権限も有効とされた。そこで、一月一八日、外交部は江蘇交渉員宛に、イギリス領事代理の言い分を伝えた後、具体的な打開策がないのかどうかを確認した。<sup>46</sup> 当時の状況では、旧ロシア租界は警察の管轄下に置かれ、在華旧ロシア法廷およびその職員は存続させるが将来は中華民國がこれらを接收すること、当面はロシア人が被告の場合はロシアと中国の審判官が混合法廷を組織して審理し、中国人が被告あるいは加害者の場合は中華民國の法廷でこれが審理されること、東北三省の鉄道附属地以外などではロシア人の治外法権は保証されること、国内でロシア人が多い場所にはロシア人行政および公証人の職権を保護するため交渉員のなかにロシア人顧問を配置することなどが外交部宛に照会され

た。<sup>(47)</sup>このように、一九二四年五月「中ソ協定」の締結まで、同じロシア人といえども、所在地によって適用法が異なっていたのである。<sup>(48)</sup>

#### 4 無条約国国民による商業活動

在華無条約国国民にまつわる問題は、以上見てきたような入出国管理や訴訟手続きだけではなかった。無国籍民の商業行為にとまなう規制も重要な懸案事項であった。そもそも、条約未締結国の商品は中華民国に輸入できないか、それが可能とされた場合でも国内の現行の税則に準じて一律に課税されたが、こうした無条約国国民はしばしば課税の軽減をはかるために条約国国民に商品を委託するということがあった。また、一九一九年四月の「待遇無条約国人民辦法」の公布以来、条約国領事は表面上第三国の保護を受けないとしながらも、自らの通商条約を盾に実質保護と変わらない取り扱いをおこなっていたことも少なからずあった。

そこで、財政部と外交部との協議によって、一九一九年五月、無条約国国民への課税問題は、次のように整理された。<sup>(49)</sup>

○関税…第一次世界大戦中に対戦国であったドイツ帝国、オーストリア・ハンガリー帝国との国交断絶後、輸入物品への課税を検討する必要がおり、農商部と税務処が「国定税率条例」を策定し公布した。戦後、この税目については再検討され、無条約国国民に対しては新たに「関税徴収規定」を策定する。

○内地課税…内地で販売する物品については流通税としての釐金や雑捐が賦課され、これは各省ごとに規定があり、無条約国国民はこれらについて免税の優遇措置はないため、各地方の規定を遵守する。

○田賦および不動産契約税…「租建条約」では外国人が租界以外における田畑、家屋などの所有権を取得できないため、

無条約国民については言及する必要もないが、通商貿易地における措置は未定であるため、この地における田賦および不動産契約税については別に規定を定める。

○鑛税および牙税、當税・「鑛業条例」第四条第一項には、条約国民と中国人との合資によって鑛業権が取得できることが定められているが、むしろ無条約国民には適用されなかった。また、外国人は中国国内において倉庫兼仲買業（行棧）を営むことが許可されていなかったため、流通税にあたる牙税、營業税の一種である當税については議論する必要がなかった。ただ、東三省においてのみ、この種の營業が許可されており、これら兩税を課すことが可能なので、無条約国民に対する制限を明確にする。

さらに、輸入物品の課税問題も重要な事項であり、財政部はこれらについて新たな規定を検討して、「僑居境内無条約国民課税簡章」全五条を公布した。この章程では、無条約国民が物品を輸入する際には、まず海関で課税をうけ、これを内地で販売するときにはいかなる免税措置も受けることができず、すべて地方政府に釐金や雑捐を納入することを義務付け（したがって海関で子口單を請求することは不可）、さらに牙税や當税を納入するような仲介業者に委託することができないことが明記された。

商標登録についても、あらたな規定が必要とされた。外国人が商標の保護を取得しようとする場合、「商標法」第六条による登録が必要だった。ところが、この商標の保護権は、無条約国の商人が取得することはできなかった。そもそも、一九一九年六月には、無条約国民は中華民国国内で農林業、鉱業、工業、漁業、農業などにおいて業務上の特許を得る権利はないとされていた。ところが、甘肅省にいた多くのロシア人商人のうち、セフチェンコ（世福全科）は蘭州で世福全行なる店舗を構え、巨額の資金で当地の金融を独占し、少なからぬ皮革を手中に入れ、地元の警察とも癒着していた。その他のロシア人商人も、各徴収局が天津の海関におこなった報告にもとづいて、国内商品運搬の伝票（聯單）を発給してもらっていた。そのため、世福全行だけでなく、ロシア人の商店が甘肅省財政に与える影響はきわめて大きかつ



た。ところが、税務督辦孫宝琦が指摘するように、このように外国人商人が内地において伝票(聯單)でもって地元の物産を購入することは、条約国の商人にだけ認められたことであり、セフチェンコのようなロシア人商人には許されないと外交部に訴えた<sup>20)</sup>。しかし、上述したように、この時点でも、ロシアとの旧条約は有効だったため、孫宝琦の言い分は認められなかった。

また、ハンガリー人商人が、一九二二年六月に上海の海関で商標登録を申請した。ところが、中華民國はハンガリーとの間でトリアンン条約に調印をしておらず、通商条約も締結していなかったことから、ハンガリー人を無条約国民として認定し、この申請を認めなかった。もとより、海関で商標登録を申請するなど前例がなく、これまた認めることなどできない根拠として伝えた<sup>21)</sup>。

こうした無条約国民をめぐる商標登録問題は、その後も頻繁におこった。たとえば、一九二五年一月、フィンランドの商店が北京に代理人を派遣して、商標登録を申請した。ところが、商標局は「商標法」第六条に従い、フィンランドと通商条約が締結されていないことを理由にこれを拒絶するしかないと外交部に訴えたのである。また、三月には同様にチェコスロバキアの商人が、八月にはギリシアの商人、十一月にはエストニアの商人が同じように商標登録を申請した。このギリシア人商人の場合、ギリシアがフランスの保護国という理由から、フランス人商人と同様な取扱いになるべきだと商標局に訴えた。商標局からの連絡に対し、外交部通商司は、ギリシアとの通商条約が締結されておらず、またフランスの保護国と認定できないという理由から、ギリシア人商人の訴えを却下した<sup>22)</sup>。さらに、翌年六月には、オーストリア人商人が商標登録を申請した。これに対して、外交部は、中華民國とオーストリアとの通商条約がまもなく締結されると伝えられているので、いまのところその申請を受諾できないとつっぱねた<sup>23)</sup>。一九二七年七月にも、ハンガリー人商人が商標局で登録しようとしたところ、その商人が在華ハンガリー国民はオランダ領事館の管轄となっているので、中華民國とハンガリーの間で通商条約が締結されていないと、その申請は受諾されるべきであると主張したが、これも認められなかった。こうした問題は、つづく南京国民政府への課題として残されたのである。

このように、通商条約が未締結であるという理由から、中華民国国内での、ヨーロッパの無条約国の商人による商業行為が大幅に規制されていた。これら無条約国の商人からすれば、こうした規制を免れる方法のひとつが、条約国の保護国民であると訴えるか、あるいは条約国の国籍に帰化することが、安易ながら最も有効な方法だったのである。

## おわりに

以上見てきたように、第一次世界大戦後、中華民国北京政府はヨーロッパなどの無条約国国民に対する一元的管理を現しようとした。それは、清末のように条約国による保護国民とそうでない無条約国国民との違いを設定せず、また入国や越境、無条約国国民の生計につながる民事刑事訴訟や商業活動上の特権を解消させ、中華民国の裁判権を回復させる試みだった。中華民国北京政府の外交上の営為は、「修約外交」の成果として評価されてよいし、無条約国国民への規制強化は内政上の裁判権回復のひとつの成果を示すものとして指摘できる。

しかしながら、中華民国北京政府の時代においては、チリなど小国を除き条約国国民への裁判権は及んでおらず、条約国国民の特権を規制することは困難だった。同じ「外国人」に対しても、条約国と無条約国による法規制の差が存在したことは、保護国化や帰化その他の制度的手段を用いて、北京政府の管理体制を逃れようとする「外国人」の存在を否定できず、属人的支配の脆弱化を促す一因となっていたことも看過してはなるまい。本章では、北京政府によるヨーロッパなどの無条約国国民、無国籍民に対する施策とそれに伴う事例をとりあげたが、同時期のもうひとつの中華民国政府であった広東政府についての検討も必要であろうし、一九二八年に成立した南京国民政府の対応も検討することが課題であると考えている。

- 1 Pollard, T. A., *China's Foreign Relations, 1917-1931*, Macmillan, 1933, pp. 92-95.
- 2 坂野正高「第一次大戦から五卅まで——国権回収運動覚書」(植田捷雄編『現代中国を繞る世界の外交』野村書店、一九五一年、一八一—一九頁)。
- 3 唐啓華「民国初年北京政府的『修約外交』的萌芽 一九二—一九一八」『興大文史学報』第二八期、一九九八年・川島真『中国近代外交の形成』名古屋大学出版会、二〇〇四年。
- 4 貴志俊彦「天津の租界接收問題から見る東アジア地域秩序の変動」(大里浩秋・貴志俊彦・孫安石編『中国・朝鮮における租界の歴史と建築遺産』御茶の水書房、二〇一〇年)。
- 5 江川英文は、外国人の居住地域を開市場から五〇キロ以内とする見解については、条約解釈上の諸説があることを論証し、これを旅行する範囲内にすぎないと述べている(江川英文『中華民国に於ける外国人の法的地位』(一)、中華民国法制研究会、一九三八年、一四二—一五一頁)。
- 6 一九〇八年七月一〇日、外務部↓徳雷使、照会(中央研究院近代史研究所檔案館所蔵外交部檔案〇三一三四、九一(一)「管理無条約国人民案」)。以下にあげる外交部檔案は、すべて同檔案館所蔵のものである。
- 7 一九〇八年一〇月八日、外務部↓南北洋大臣各省督撫、咨(同上)。
- 8 一九〇九年四月五日、外務部↓徳、法、墨、美、和、英、俄、日本、日、葡、比、瑞典、奥、義、古巴各国公使、照会(外交部檔案〇三一三四、一〇一(一)「無条約国人民待遇法案」)。
- 9 一九〇九年四月五日、外務部↓各国公使館、照会(外交部檔案〇三一三四、九一(一)「管理無条約国人民案」)。
- 10 一九〇八年四月二六日、外務部↓俄邸使、照会(外交部檔案〇三一三四、一〇一(一)「無条約国人民待遇法案」)。
- 11 Koo, K. W., *The Status of Aliens in China, 1912* (New York, AMS Press Edition, 1968), pp. 343-344.
- 12 一九二〇年二月一六日、王景岐(法権討論委員会委員)「審理東省特別区域以外之俄民訴訟辦法意見書」(外交部檔案〇三一三四、二一(一)「收回治外法權案…領事裁判權撤銷之文電」)。
- 13 植田捷雄「支那の租界・商埠地・租借地・治外法権」朝日新聞社、一九三九年、一五〇—一五一頁。
- 14 一九一九年二月三日、内政部↓外交部、公函(外交部檔案〇三一三四、九一(一)「管理無条約国人民案」)。
- 15 一九一九年四月五日、外交部↓財政部、司法部、農商部、内務部、函(同上)。
- 16 一九一九年四月一〇日、外交部↓國務院、咨呈稿(同上)。

- 17 一九一九年四月二四日、ソ連領事館↓外交部、函、及び一九一九年四月三〇日、外交部↓ソ連領事館、函(ともに同上)。
- 18 一九一九年四月二九日、海軍部↓外交部、函、及び一九一九年五月一八日、一九日、陸軍部↓外交部、公函(ともに同上)。
- 19 『政府公報』第二六〇号、中華民国北京政府、一九一九年四月二八日。
- 20 『政府公報』第二二五号、中華民国北京政府、一九一九年六月三日。
- 21 一九一九年一〇月七日、内務部↓外交部、咨(外交部檔案〇三三三四、一〇一(一)「無条約国人民待遇辦法案」)。
- 22 一九一九年一月二五日、外交部↓内務部、函(外交部檔案〇三三三四、九一(二)「管理無条約国人民案」)。
- 23 一九一九年一〇月一七日、外交部↓内務部、咨(外交部檔案〇三三三四、一〇一(一)「無条約国人民待遇辦法案」)・一九一九年一月三十日、内務部↓外交部、公函(外交部檔案〇三三三四、九一(二)「管理無条約国人民案」)。
- 24 一九一九年九月一九日、外交部↓内務部、函(外交部檔案〇三三三四、九一(二)「管理無条約国人民案」)。
- 25 一九一九年九月二六日、内務部↓外交部、函(同上)。
- 26 一九二〇年一〇月四日、江蘇交涉員↓外交部、呈(同上)。しかしながら、東北三省や上海の租界では、これと違った規定も見られ、外国人が中華民国領土内の法的空間を一元的なものとして捉えることは困難だったことが明らかに見てとれる。
- 27 一九一九年一月二九日、外交部↓駐外各使領館、通函(同上)。
- 28 一九一九年二月七日、内務部↓外交部、函(同上)。
- 29 一九一九年一月五日、内政部↓外交部、函・一九一九年一月一〇日、外交部↓内務部、函・一九一九年一月一九日、内政部↓外交部、函・一九二〇年一月七日、内政部↓外交部、函(いずれも同上)。
- 30 一九一九年二月九日「狄顧問意見書」(外交部檔案〇三三三四、一〇一(一)「無条約国人民待遇辦法案」)。
- 31 一九二〇年二月二日、拉脱維亞外交総長↓中国外交総長、一九二〇年五月二日、外交部↓駐英施公使、函、一九二〇年八月二五日、駐英使館↓外交部、函(ともに同上)。
- 32 一九二〇年一〇月四日、江蘇交涉員↓外交部、呈(外交部檔案〇三三三四、九一(二)「管理無条約国人民案」)。
- 33 一九二〇年三月、司法部↓外交部、咨(外交部檔案〇三三三四、一〇一(一)「無条約国人民待遇辦法案」)。これは、むしろ内務院会議での審議案となった。
- 34 一九二〇年三月二日、司法部↓外交部、咨(同上)。翌日、この司法部の主張が國務院会議でも承認され、外交部にはほぼ同様の内容が申し渡された(一九二〇年三月三日、國務會議↓外交部、議案(外交部檔案〇三三三四、一〇一(二)「無条約国人民待遇辦法案」)。
- 35 一九二〇年三月六日、外交部↓省特派交涉員・埠交涉員、訓令(外交部檔案〇三三三四、一〇一(一)「無条約国人民待遇辦法案」)。

- 36 一九二〇年三月二十九日、江蘇交涉員↓外交部、呈(同上)。一九二〇年四月一〇日、司法部↓外交部、咨：一九二〇年四月二三日、外交部↓特派江蘇交涉員、指令(ともに外交部檔案〇三三四、一〇一(二)「無條約国民待遇辦法案」)。
- 37 一九二〇年一〇月二〇日、院秘書庁↓外交部、函：同年一〇月二二日、外交部↓國務院、函：司法總長董康「司法部修改審理無條約国民刑訟章程 附法制局說帖」(一九二〇年一〇月二〇日、國務院↓外交部、函)(ともに外交部檔案〇三三四、一〇一(一)「無條約国民待遇辦法案」)。
- 38 一九二一年一月二二日、平政院院長張國淦↓外交部總長、咨(同上)。
- 39 一九二〇年八月二八日、駐和使館唐在復↓外交部、公函、一九二〇年一〇月一四日、駐和使館唐在復↓外交部、函(ともに外交部檔案〇三三四、一〇一(三)「收回治外法權案」)。中華民國の対ポリビア条約に関する最惠国待遇條款については、川島真、前掲書、三三四―三五頁を参照のこと。
- 40 一九二一年一〇月一五日、重慶関監督兼辦通商交涉事宜陳同紀↓外交部總長、呈：同年一〇月二日、外交部↓重慶関監督、指令(外交部檔案〇三三四、一〇一(一)「無條約国民待遇辦法案」)。
- 41 一九二五年三月一九日、江蘇交涉員↓外交部總長、代電(同上)。
- 42 一九二七年一月二〇日、司法部↓外交部、咨。一九二七年二月一四日、駐日宋善良代辦↓外交部、咨(ともに外交部檔案〇三三四、六三一(一)「日斯巴尼亞案」)。
- 43 汪之成『上海俄僑』上海三聯書店、一九九三年、一五五頁。
- 44 一九二〇年一月一八日、旧白使↓外交部、照会(外交部檔案〇三三四、一〇一(三)「收回治外法權案」)。
- 45 前掲「審理東省特別区域以外之俄民訴訟辦法意見書」。
- 46 一九二〇年一月一〇日、政務司鈔存「英領問答第四一號」…同月一八日、外交部↓特派江蘇交涉員、電(ともに外交部檔案〇三三四、一〇一(三)「收回治外法權案」)。
- 47 一九二〇年一月一八日、日白使↓外交部、照会(同上)。
- 48 ただし、その後も上海にいる亡命ロシア人をめぐる民事刑事紛争は会審公解が取り扱うことは少なく、コミュニティ内に組織された「上海俄難民權利委員會」と「上海白俄僑民委員會」によって自治的に処理された。ロシア人コミュニティに中華民國の法が適用されるようになったのは、一九三二年一月にこれらが統一して「上海俄僑公共聯合会」が発足してからのことであるという(汪之成、前掲書、一八一―一八四)。
- 49 一九一九年五月一九日、財政部↓外交部、咨。ほぼ同様な内容は、次の文書にもある。年代未定、財政總長龔心湛↓國務總理、呈(外

- 交部檔案〇三一三四、一〇一(一)「無條約国民待遇辦法案」。
- 50 一九三三年五月八日、稅務処↓外交部、咨(外交部檔案〇三一一八、一二三三(二))「匈牙利商人商標案」。一九三三年六月一六日、トルコでも外国人の營業を制限する法令が公布され、中華民國と同様な狀況であったことが知られている。
- 51 一九三二年六月二日、農商部↓外交部通商司、函(同上)。
- 52 一九二五年一月二日、商標局↓外交部通商司、司函…同年三月五日、商標局↓外交部通商司、司函…同年八月二日、商標局↓外交部通商司、司函…同年一月二三日、商標局↓外交部通商司、函(ともに外交部檔案〇三一一八、一一七一(四))「無條約国民呈請商標註冊未便照准案」。
- 53 一九二六年六月二日、商標局↓外交部通商司、函(同上)。
- 54 一九二七年七月一八日、商標局↓外交部通商司、呈(外交部檔案〇三一一八、一二三三(二))「匈牙利商人商標案」。

【付記】本章は、拙稿「第一次大戦後の在華外国人管理問題―条約未締結国民の法的処遇をめぐる」(『アジア研究』第五二卷第三号、二〇〇六年七月)をもとに、二(二)を補足したほか、大幅に加筆・修正したものである。